

令和2年度税制改正に関する証券関係三団体談話

日本証券業協会 会長 鈴木 茂 晴
投資信託協会 会長 松谷 博 司
全国証券取引所協議会
(日本取引所グループ 取締役兼代表執行役グループCEO) 清田 瞭

自由民主党及び公明党において、令和2年度与党税制改正大綱が取りまとめられた。

証券・投資信託関係では、つみたて NISA 制度について口座開設可能期間の5年間の延長及び一般 NISA 制度について2階建てに見直しを行ったうえでの口座開設可能期間の5年間延長が措置されることとなった。

NISA 制度の延長は、人生 100 年時代を迎え、多様な働き方と新たなライフスタイルに対応した公平な資産形成手段の提供、我が国の経済成長及び競争力強化のための成長資金の供給と循環の拡大に資するものとして歓迎する。

そのほか、投資法人のペイスルー課税の特例に関する再生可能エネルギー発電設備の取得期限の延長、確定拠出年金制度の加入者資格喪失年齢の引上げ、エンジェル税制の要件緩和及び手続の簡素化、NISA 口座等の手続書類の電子化や法人番号の告知手続の簡素化等が措置されており、御配慮いただいた関係各位に深く感謝申し上げます。

また、今回は措置されなかった高齢化社会の進展の中でリスク資産の円滑な世代間等の移転に対応するための上場株式等の相続税評価額等の見直し及び来年7月の総合取引所の実現を踏まえたデリバティブ取引を含めた金融商品に係る損益通算範囲の拡大等に加え、NISA 制度や確定拠出年金制度の更なる普及・促進のための措置の実現に向けて、今後も、関係各方面と連携して、全力で取り組んで参る所存である。

なお、税制改正大綱の「基本的考え方」において、金融所得に対する課税のあり方の検討を行うこととされている点については、経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分留意した検討をお願いしたい。

以上

○ 本件に関するお問い合わせ先:

日本証券業協会 証券税制部(TEL.03-6665-6761)

一般社団法人 投資信託協会 企画政策部(TEL.03-5614-8403)

全国証券取引所協議会(株式会社日本取引所グループ 総合企画部)(TEL.03-3666-1361)